

## 「地の塩、世の光奨学金」募集要項

The Salt of the Earth, The Light of the World

青山学院大学では、本学への入学を希望する首都圏（東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県）**以外**の出身者で学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由で進学が困難な学生に対し、経済的支援を行うことを目的として予約型の給付奨学金を設立いたしました。この奨学金は、入学者選抜の出願前または出願期間に奨学金を申し込み、入学前の段階で入学後の奨学金交付をお約束するものです。奨学金採用候補者は、一般入学者選抜または大学入学共通テスト利用入学者選抜に合格し、本学に入学後、所定の手続きを行うことで正式に採用されます。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続きを行ってください。

### ◆国による高等教育の修学支援制度について◆

2020 年度入学者から導入が開始された、「国による高等教育の修学支援制度」（以下、国の制度）について、基準に適合する方は、日本学生支援機構給付奨学金が給付される他に授業料が減免されます。当該制度の採用者については、本学における「地の塩、世の光奨学金」との併願・併給を不可といたします。国の制度の対象となると、より高額な支援を受けられる可能性がありますので、必ず在籍する高校等を通じて、日本学生支援機構給付型奨学金（予約採用）の申請を行ってください。なお、国の制度の詳細については、所属または出身高等学校にご確認ください。

#### 1. 申請資格

以下の①～⑤の条件に全て該当すること。

- ① 2025 年度一般入学者選抜または大学入学共通テスト利用入学者選抜で青山学院大学を受験する者（推薦入試等特別入試利用の場合は不可）
- ② 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子
- ③ 東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県及び千葉県**以外**の国内道府県に父母（父及び母がいない場合は、代わりに家計を支えている者）が居住し、入学時より本学へ自宅外から通学する者
- ④ 「令和 6 年度課税所得証明書（令和 5 年分の収入・所得がわかるもの）」に記載の収入・所得を父母合算した金額が、以下の者
  1. 

給与・年金収入金額（税込）	:800 万円未満
---------------	-----------
  2. 

その他、事業所得等金額	:350 万円未満
-------------	-----------

※上記 1,2 双方の収入・所得がある場合には、合算して総合的に判断します。

（注）給与収入には年金等が含まれます。事業所得には不動産所得等が含まれます。

詳しい計算方法について課税証明書サンプルをご参照ください。

また、給与・年金については、所得額ではなく、**課税前の収入額が審査対象**です。

⑤ 「国による高等教育の修学支援制度」に申請していない、もしくは申請したが不採用になった者

2. 奨学金額・支給期間

奨学金額：年額 50 万円(給付)

支給期間：4 年間の継続支給

※毎年進級時に家計状況、学業成績による継続審査を行います。

⇒家計状況に関しては採用時と同様の基準で継続審査を行います。

3. 採用候補者数

約 350 名(予定)

4. 申請方法・申請期間

申請方法：所定の申請期間に下記 URL リンク先申請受付フォームにて、申請してください。

なお、必ず申請者ご本人が入力するようにしてください。

<一般申請受付フォーム URL>

<https://business.form-mailer.jp/fms/255f1eda251666>

<ひとり親世帯専用申請受付フォーム URL>

<https://business.form-mailer.jp/fms/bcde0478251667>

※ご家庭の状況によって申請フォームが分かれていますのでご注意ください。

※申請内容について誤入力等が発生した場合、申請完了後に表示される案内に従って奨学金取扱窓口までご連絡ください。重複申請・再申請は絶対にしないでください。選考が正しく行われない可能性があります。

申請期間：第1回 2024年11月5日(火)～ 2024年11月26日(火)

第2回 2025年1月6日(月)～ 2025年1月20日(月)

※国による高等教育の修学支援制度との併願・併給は不可といたしますので、当該制度の申請者が本奨学金に申請できるのは、採用発表後の第2回申請期間のみとなります。

※第1回の選考で不採用となった場合には、自動的に第2回の選考の対象となりますので、再度のお申し込みは不要です。

## 5. 必要な申請書類と作成上の注意点

以下の①、②の全ての書類を揃え、申請フォームにて添付してください。不備や不足がある場合は、選考の対象となりません。

<p>① 父・母両方の 「令和6年度所得証明書 (「課税証明書」・「非課税証明書」 (令和5年分の収入・所得が記載)」</p>	<p>*発行場所:市区町村役場(税務署ではありません) *使用目的:給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。(源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書(横に細長い通知書)は不可) *記載内容:令和6年度所得証明書(2023年(令和5年)分の収入・所得が記載されたもの)を添付してください。 給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要です。 (収入・所得金額の欄が“****”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可とします。書類の名称は自治体により異なる場合があります。)</p> <p>【無職・無収入の場合】 無収入(専業主婦(夫)等も含む)の場合でも、<u>総所得額および収入額が“0”</u>と記載された非課税証明書(市区町村役場が発行)が必要です。(自治体によっては、金額が0の欄は“****”等の表記になってしまうことがあります。その場合は各自治体にご確認の上、申請フォームの備考欄にその旨をご記入ください。) なお、収入が少しでもある場合は収入額が記載されている証明書が必要です。 →課税・非課税証明書のサンプルをご参照ください。</p> <p>【ひとり親家庭で寡婦控除やひとり親控除が適用されている場合】 控除の適用が明記されたものを提出してください。</p> <p>【海外赴任により所得証明書が取れない場合】 父母が単身赴任による海外赴任で日本の所得証明書が取れない場合は、現地給与と内地給与それぞれについて、勤務先に総収入を証明する書類を作成してもらってください。</p> <p><b>注意点</b></p> <p>* 父母の所得証明書が発行できない方は、本奨学金に申請することができません。(海外赴任の方を除く。) * 父母がいない場合、申請書に記載した法定後見人とその配偶者の所得証明書を提出してください。 * ひとり親家庭の場合は、家計を同一にしているどちらか一方の書類のみを提出ください。 * 離婚予定(離婚調停中、協議中等)の方はひとり親家庭として申請できません。申請にあたっては、父母2人分の課税証明書が必要となります。</p>
---	--

② 住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村役場発行後 3 か月以内のものでマイナンバーの記載が省略されているものを添付してください。</li> <li>・申請者及び家計支持者を含む世帯全員が記載されたものを添付してください。<b>(県外に住民票を移している同一世帯の兄弟・姉妹等のものも必ず添付してください。)</b></li> <li>・<b>本籍・続柄が記載されているものを添付してください。</b>(本籍・続柄に省略と印字されているものは不可です。)</li> <li>・日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を添付してください。</li> </ul>
-------	--

## 6. 採用候補者の選考・決定

※申請書類に基づき審査し、総合的に判断して採用候補者を決定します。

※採用候補者数が定められているため、収入・所得金額による選考があります。

申請資格のすべての条件を満たしている場合でも、採用候補者とならない場合があります。

※選考委員会が必要と判断した場合、追加で事実関係を確認できる書類を求めることがあります。

## 7. 選考結果通知

選考結果は、申請時にご登録いただく学生ご本人のメールアドレス宛に、申請者全員に通知いたします。

第 1 回選考結果通知:12 月下旬(予定)

第 2 回選考結果通知: 2 月中旬(予定)

※第 2 回については、受験する学部によっては、奨学金の選考結果通知が入試の合格発表よりも後になる場合があります。

## 8. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され、奨学金を受けるためには、以下の①～③の条件を満たすことが必要です。なお、詳細については、選考結果通知をご参照ください。

① 2025 年度一般入学者選抜または大学入学共通テスト利用入学者選抜を受験・合格し、定められた期間内に学費等を振り込み、青山学院大学に入学すること。

② 入学後、父母(父及び母がいない場合は、代わりに家計を支えている者)とは同居せず、自宅外から通学すること。

③ 入学後、青山キャンパス所属学生は学費・奨学金課窓口で、相模原キャンパス所属学生は学生生活課窓口にて正式採用決定のために必要な所定の手続きを行うこと。

(詳細は入学後にお知らせいたします。)

## 9. 奨学金の交付

本奨学生として正式決定後、6月下旬～7月上旬(予定)に所定の口座に奨学金を振り込みます。入学手続き時の納入金には充当できません。詳細は入学後にお知らせいたします。

## 10. 申請にあたっての注意点

- ① 本奨学金の申請・選考は、入学試験の合否に全く影響いたしません。
- ② 採用候補者としての有効期間は、2025年4月入学の試験に限ります。
- ③ 一般入学者選抜、大学共通テスト利用入学者選抜以外の入学者選抜で合格して入学する場合には、本奨学金の採用候補者となっても本奨学金を受給することはできません。
- ④ 本奨学金は、他の青山学院大学独自の奨学金との併給制限があります。  
(日本学生支援機構貸与奨学金との併給制限はありません。)
- ⑤ 申請書類を入試出願時の必要書類に同封された場合は、選考の対象になりません。
- ⑥ 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定して利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ⑦ 提出していただいた申請書・所得証明書等はどのような事情があっても返却いたしません。
- ⑧ 提出していただいた書類に不備・不足があり、解消しない場合は選考の対象となりませんのでご注意ください。なお、選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。

-お問い合わせ-

青山学院大学 学生生活部 学費・奨学金課

平日 9:00～11:30、12:30～17:00

土曜 9:00～11:30

TEL:03(3409)7945